

(6) 港湾施設利用料

設備	種別	単 位	金 額				摘 要	
			水深-10m未満		水深-10m以上			
			外航船舶	その他の船舶	外航船舶	その他の船舶		
岸壁及び物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき					① 総トン数1トン未満の端数のトン数があるとき、その端数は1トンとして計算し、総トン数の表示のない船舶のトン数の算出については、知事の定めるところによる。 ② フェリーボートが車両の積降ろしできない栈橋に係留する場合は、一般船の係船料を適用する。	
		2時間まで	2.55円	2.79円	3.41円	3.73円		
		2時間超 4時間まで	2.98円	3.25円	3.98円	4.35円		
		4時間超 6時間まで	3.41円	3.73円	4.55円	4.99円		
		6時間超 12時間まで	4.55円	4.99円	6.06円	6.67円		
12時間超 24時間まで	6.07円	6.66円	8.09円	8.90円				
		24時間を超える場合 超える 24時間までごとに	8.09円	8.90円	10.24円	11.23円		
係留施設	栈橋 <small>(フェリーボートの接岸施設を含む)</small>	係船料	外航船舶		その他の船舶		③ 短距離航路とは、航路の距離が、100キロメートル未満のものをいい、中・長距離航路とは、航路の距離が100キロメートル以上のものをいう。 ④ 外国船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。	
			12時間まで	12時間を超える場合24時間までごとに	12時間まで	12時間を超える場合24時間までごとに		
			一般船	2.31円	3.09円	2.53円		3.39円
			フェリーボート 短距離航路 中・長距離航路	3.12円	4.16円	3.42円		4.56円
		高速艇	4.19円	5.59円	4.59円	6.13円		
			高速艇	4.55円	6.07円	4.99円	6.66円	
	及び	入場料	入場する者1人(6才以上)1回につき	1回につき		1月につき		
			常時入場する者1人(6才以上)1月につき	70円	—	—	1,380円	
	浮栈橋	入場料	車両1台1回につき			100円	2,040円	
			自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車、その他これらに類するもの			140円	2,650円	
その他、車体の長さ3メートル未満					170円	3,770円		
車体の長さ3メートル以上5メートル未満					260円	5,460円		
車体の長さ5メートル以上								
可動橋	使用料	使用1回につき			13,570円	広島国際フェリーポート		

設 備	種別	単 位	金 額		摘 要	
			車体の長さ5m未満			
広島みなと公園駐車場 ・ 広島国際フェリーポート 駐車場 ・ 宇品波止場公園駐車場 ・ 広島港御幸松駐 車 場	駐車料	一般使用 1台1回につき			① 車体の長さ5メートル以上は駐車不能 ② 一般使用の場合、使用時間24時間までごとの上限額は1000円とする。 ③ 広島港御幸松駐車場は時間利用券は無し。	
		1時間まで				無料
		1時間を超える場合、超える時間30分までごとに				100円
			専用使用 1台1月につき			12,570円
			時間利用券	180円券	100円券	
			車体の長さ5メートル未満			
			11枚綴り	1,880円	1,030円	
		60枚綴り	9,900円	5,500円		
		100枚綴り	16,020円	8,900円		
		300枚綴り	42,420円	23,560円		

設 備		種別	単 位	金 額	摘 要	
荷捌施設	荷役機械	使用料	30分までごとに ジブクレーン	6,990円	・1級地 広島港の区域内に 存するもの。	
			ガントリークレーン	34,650円		
	荷さばき地		1平方メートル 1日までごとに 1級地	8.36円		・1級上屋、1級CFS 広島港の区域内 に存するもの。
	上 屋		穀物上屋 穀物槽1基につき 1日までごとに	25,940円		
			穀物サイロ 1月までごとに	5,437,080円		
			1級上屋 1平方メートル 1日までごとに	23.03円		
くん蒸上屋 1平方メートル 1日までごとに		28,720円				
1級C. F. S 1平方メートル 1日までごとに	23.88円					
ゲートハウス 1平方メートル 1月までごとに	2,400円					
旅客施設	旅客乗降用 固定施設	タラップ 使用1回につき	18,750円	・広島国際フェリーポート		
	手荷物取 扱所	1平方メートル 1月までごとに	2,000円	・事務室とは、港湾関 連事業のための事 務所又は旅客施設 利用者の利便に供 するための施設を いう。		
	待合所	ターミナル使用料 出国者1人1回につき 12歳以上 6歳以上12歳未満 事務室、売店、自動販売機その他これに類するもの 1平方メートル 1月までごとに	510円 250円 2,000円			
保管施設	野積場	1平方メートル 1日までごとに 1級地 舗装地	6.90円	・1級地 広島港の区域内に存 するもの。		
		未舗装地	5.26円			
	水面 貯木場	使用料 一般使用:1平方メートル1月までごとに 専用使用:使用期間が1年間で、かつ ア 使用面積3万平方メートル以上10万平方メートル 未満の場合 1平方メートル1年につき イ 使用面積10万平方メートル以上の場合 1平方メートル1年につき	20.78円 224.58円 187.15円	・野積場の使用に伴い その一部を現場事務 所、車両置場、洗車 場その他これに類す る施設として使用す る場合を含む。		
船舶 給水施設	使用料	水量1立方メートルまでごとに	関係市町の水道料金 に82円を加えた額			
廃棄物 焼却施設	引受料	廃棄物1立方メートルまでごとに	外航船舶	1,140円	外国船舶とは、消費税法施 行令第17条第2項第3号に 規定する船舶をいう。	
			その他の船舶	1,240円		
緑 地	使用料	露店類、自動販売機その他これに類する施設 祭礼、縁日等に際し一時的に設ける場合 1平方メートル1日までごとに	150円	みずとりの浜公園、観 音マリーナ海浜公 園、広島みなと公園、 宇品波止場公園		
		その他の場合 1平方メートル1月までごとに	1,030円			
港湾管理 事務所	使用料	広島港国際コンテナターミナル管理棟 1平方メートル 1月までごとに	1,360円			
港湾施設 用地	使用料	専用使用	172円+国有資産等所 在市町村交付金	① 1級地 広島港の区域内 に存するもの。 ② 特別地 県管理の国有 地をいう。 ③ 特別使用とは、県有上屋 に倉庫等を設けること により使用すること、又は地 表の通常の利用を妨げ ない範囲内において上 空を使用することをいう。 ④ 港湾施設用地の使用に 伴い、その一部を現場事 務、車両置場、洗車場そ の他これらに類する施設 として使用する場合を含 む。		
		普通使用 1平方メートル 1月までごとに			383円	
		1級地 特別地			83.35円	
		特別使用 1級地 1平方メートル 1月までごとに 一時使用 1級地 1平方メートル 1月までごとに			5.84円	

■ビジター船舶の用に供する港湾施設使用料については別に定める。

■広島港国際コンテナターミナルと海田コンテナターミナルの利用料金については別に定める。

■広島市、江田島市、坂町に管理の事務委託をしている港湾施設については、県が徴収しないので記載していない。